

チェーンソーを使用して伐木等作業を行う



林災防会員の皆様へ



平成31年2月12日に、伐木等作業に係る労働安全衛生規則の一部を改正する省令が公布されました。

安衛則は2019年8月施行／特別教育は2020年8月適用

労働安全衛生規則第36条第8号又は8号の2に掲げる特別教育修了者の方は、2020年7月までに、伐木等の業務特別教育の補講（本紙4ページに掲載）を受けないと、同年8月よりチェーンソーを用いた伐木等作業に就くことができなくなりますのでご注意ください。

〔労働安全衛生規則改正のポイント〕

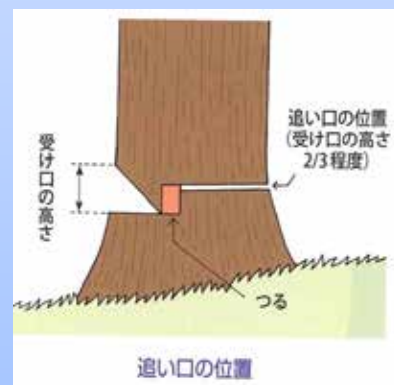
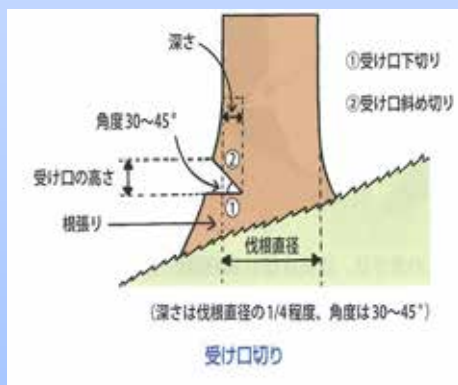
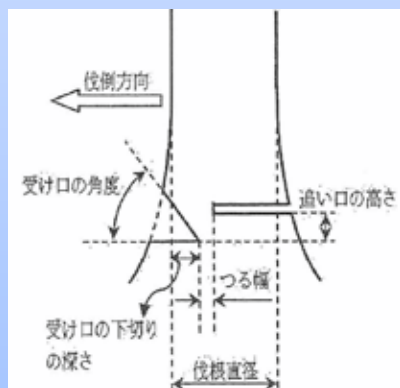
(1) チェーンソーによる伐木等の業務に係る特別教育の統合と充実

チェーンソーによる伐木等の業務に関する特別教育の第8号と8号の2を統合するとともに、安全衛生特別教育規程の見直しを行い、「伐木等作業に関する知識」の科目（学科教育）及び「伐木等の方法」の科目（実技教育）の範囲に、新たに「造材の方法」及び「下肢の切創防止用保護衣等の着用」を追加し充実する。（労働安全衛生規則第36条第8号、安全衛生特別教育規程第10条）

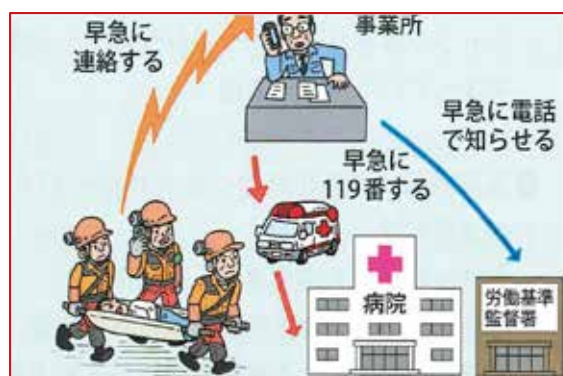
(2) 受け口を作るべき立木は、胸高直径20cm以上へ拡大

伐木作業において受け口を作るべき立木の対象を、胸高直径が「40cm以上」のものから「20cm以上」のものへ拡大するとともに、伐根直径の4分の1以上の深さの受け口に加えて適当な深さの追い口を作ることとする。この場合において、技術的に困難である場合を除き、受け口と追い口の間には適当な幅の切り残しを確保することとする。（労働安全衛生規則第477条第3項）

（注）「切り残し」とは、「つる」のことをいう。



- (3) 車両系木材伐出機械による作業、林業架線作業及び簡易林業架線作業の作業計画に示す事項に、労働災害が発生した場合の応急措置及び傷病者の搬送方法を追加。
(労働安全衛生規則第151条の89第3項、第151条の125第3項、第151条の153第3項)



- (4) 事業者に対して、伐木作業におけるかかり木の速やかな処理を義務付けることとすること。ただし、速やかに処理することが困難なときは、速やかに当該かかり木が激突することにより労働者に危険が生ずる箇所において、当該処理の作業に従事する労働者以外の労働者の立入りを禁止し、かつ、その旨を縄張・標識の設置等により明示した後、遅滞なく処理すれば足りること。(労働安全衛生規則第478条第1項)



- (5) 事業者は、かかり木の処理において、労働者に、かかり木にかかっている立木を伐倒させ、又はかかり木に激突させるためにかかり木以外の立木を伐倒（浴びせ倒し）させてはならず、また、労働者はこれを行ってはならないこととすること。

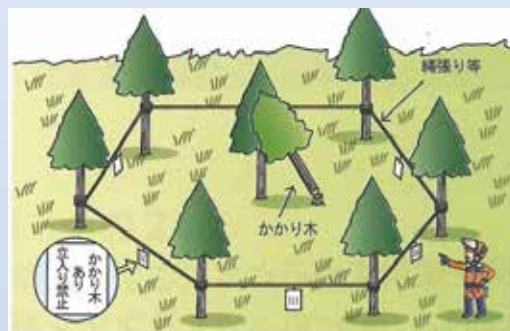
(労働安全衛生規則第478条第2項)



(6) 立入禁止区域は立木の高さの2倍相当
事業者は、伐木作業においては、当該立木の高さの2倍に相当する距離を半径とする円形の内側には、当該立木の伐倒の作業に従事する労働者以外の労働者を立ち入らせてはならないこととする。
(労働安全衛生規則第481条第2項)



(7) かかり木処理者以外、立入禁止
事業者は、かかり木の処理においては、かかり木が激突する危険が生ずるおそれのあるところには、当該かかり木の処理の作業に従事する労働者以外の労働者を立ち入らせてはならないこととする。
(労働安全衛生規則第481条第3項)



(8) チェーンソー保護衣着用義務付け
事業者は、チェーンソーによる伐木作業等を行う労働者に下肢の切創防止用保護衣を着用させること、また、当該労働者に、当該切創防止用保護衣を着用することを義務づけること。
(労働安全衛生規則第485条第1項)



(9) 修羅 (しゅら) による集材又は運材の作業において、労働者を木材の滑路に立ち入らせない等の措置について、事業者に対する義務付けを廃止すること。

[削除] 該当する労働安全衛生規則第482条削除

(10) 木馬運材及び雪そり運材に係る規定を廃止すること。

[削除] 該当する第486条～第497条までを削除

省令、特別教育規程告示の施行期日等について

- (1) 省令 (労働安全衛生規則の一部改正) の施行日は2019年8月1日
(注) 労働安全衛生規則第36条の改正を除く。
- (2) 労働安全衛生規則第36条の改正の施行日及び安全衛生特別教育規程第10条改正の適用日は2020年8月1日

[特別教育の改正（施行日：2020年8月1日施行・適用）]

- (1) 労働安全衛生規則第36条第8号と同条第8号の2の統合
- (2) 安全衛生教育規程第10条の見直しに伴い、**新カリキュラムは「造材の方法」及び「下肢の切創防止用保護衣の着用」を追加・充実し、特別教育の講習時間(学科と実技)は現行16時間から18時間へ(2時間増加)**

現行特別教育修了者に対する科目の省略

現行特別教育修了者（第36条第8号又は第8号の2）は、次の補講を受けることにより、新カリキュラムの講習を省略することができる。

補講のコース

- ① 労働安全衛生規則第36条8号修了者（フェンソー等の講習を受けた者）
- ② 労働安全衛生規則第36条8号の2修了者（第8号未修了者）
- ③ 労働安全衛生規則第36条第8号修了者（フェンソー等の講習を受けていない者）

[根拠] 平成31年2月14日付け基発第0214第9号 第2の1特別教育

補講時間

- ① 学科教育2時間
実技教育0.5時間
- ② 学科教育3時間
実技教育2時間
- ③ 学科教育6時間
実技教育4.5時間

[根拠] 同左

一補講をご希望の方へー

補講は全国林災防支部にて、2019年7月以降に開始予定です。詳しくは下欄の林災防都道府県支部へお尋ねください。

林業・木材製造業労働災害防止協会

☎ 03-3452-4981



北海道支部011-251-9878	石川県支部076-238-7761	岡山県支部086-221-2160
青森県 " 017-739-8761	福井県 " 0776-34-3237	広島県 " 082-228-5111
岩手県 " 019-624-2141	山梨県 " 055-228-0821	山口県 " 083-922-0157
宮城県 " 022-233-8007	長野県 " 026-227-0327	徳島県 " 088-676-2200
秋田県 " 018-837-7762	岐阜県 " 058-275-0192	香川県 " 087-861-4352
山形県 " 023-666-4810	静岡県 " 054-252-3160	愛媛県 " 089-948-8973
福島県 " 024-523-3307	愛知県 " 052-331-9386	高知県 " 088-856-5721
茨城県 " 0294-33-5121	三重県 " 059-225-9014	福岡県 " 092-714-2061
栃木県 " 028-652-2153	滋賀県 " 077-524-3827	佐賀県 " 0952-23-6181
群馬県 " 027-266-8220	京都府 " 075-802-2991	長崎県 " 0957-27-1760
埼玉県 " 048-822-2569	大阪府 " 06-6685-3101	熊本県 " 096-382-7872
千葉県 " 0475-53-0123	兵庫県 " 078-371-0607	大分県 " 097-545-3530
東京都 " 03-5569-2211	奈良県 " 0744-22-6281	宮崎県 " 0985-24-7930
神奈川県 " 045-261-3731	和歌山県 " 073-447-2262	鹿児島県 " 099-267-5681
新潟県 " 025-245-0733	鳥取県 " 0857-30-5490	沖縄県 " 098-868-3656
富山県 " 076-434-3351	島根県 " 0852-21-3852	